

## 答申乙第 51 号（諮問乙第 67 号事案）

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、別紙 1 については開示すべきであるが、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

#### 第 2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成 24 年 8 月 22 日、個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
  - (1) 勤務状況報告書（昇給内申調書）平成〇〇年度 学校，町教委，教育事務所，課の 4 種類（以下「昇給関係請求文書」という。）
  - (2) 〇〇〇〇〇〇校長の作成した事故報告書 〇〇〇発〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日～出されたものすべて。（〇〇〇〇，〇〇〇〇）
  - (3) 〇〇〇教委の作成した事故報告書 〇〇〇職員に事情聴取した証言も含む。（〇〇教諭による暴力と，〇〇校長のパワハラについての（〇〇〇〇，〇〇〇〇））
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のものを特定した。
  - (1) 平成〇〇年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）昇給関係書類（以下「本件行政文書 1」という。）
  - (2) 教職員の事故について（第 1 報）
  - (3) 教職員の事故について（報告）
  - (4) 教職員の事故について（第二報）
  - (5) 教職員の事故について（二次報告）
  - (6) 教職員の事故について（第三報）
  - (7) 教職員の事故について（三次報告）（以下「本件行政文書 2」という。）
  - (8) H〇〇.〇〇.〇〇日付け 職員の事故について（回答）（以下「本件行政文書 3」という。）
  - (9) H〇〇.〇〇.〇〇日付け 職員の事故について（回答）（以下「本件行政文書 4」という。）

- (10) 教職員の事故について（第4報）
- (11) 教職員の事故について（四次報告）（以下「本件行政文書5」という。）
- (12) 写 教職員の事故について（報告及び二次報告）

その上で、(2) から (6) まで、(10) 及び (12) の行政文書は開示し、これら以外の行政文書については、非開示決定又は部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成24年10月22日付けで異議申立人に通知した。

#### 条例第18条第1項第2号該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、開示することにより、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

#### 条例第18条第1項第4号該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、捜査に関する情報が記載されており、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため。

#### 条例第18条第1項第6号該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、弁護士への相談内容や助言等が記載されており、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

#### 条例第18条第1項第6号ハ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、個人情報の本人に係る評価等が含まれており、開示することにより、将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

#### 条例第18条第1項第6号ホ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、昇給等に係る所属長の内申の内容、個人情報の本人以外の事情聴取内容等が記載されており、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるため。

3 異議申立人は、平成24年12月19日、行政不服審査法（昭和37年法律第160

号) 第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、対象文書を可能な限り開示するよう求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

文書を非開示にすることによって、この事件に関わる〇〇〇教育委員会（以下「地教委」という。）や〇〇〇学校の所属長による隠ぺいの事実を、実施機関が自ら助長してしまうことになりかねない。

地教委とやり取りをし、既に話し合いの中で公になっている部分も多々あるはずであり、これほど非開示にする理由はない。

また、非開示にせざるを得ない内容で全てが黒塗りであったとしても、どの程度の文章があったのか示してほしいので、用紙自体は公開するよう求める。

特別なる個人情報の他は、客観性、かつ公開性のある開示を望む。

#### (1) 本件行政文書1について

条例第18条第1項第6号ホの該当性について

自分に対する評価を知る権利があり、開示したところで公正円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれはない。

私の昇給区分がどの評価であったかということは、郵送されてきた昇給発令通知書に記載されており、既成事実であることから、いまさら開示しても問題は生じない。もし、それを開示できないとすれば、客観性・公平性が確保できなくなるだけでなく、公正な評価にならないと考える。

#### (2) 本件行政文書2、本件行政文書3、本件行政文書4及び本件行政文書5について

条例第18条第1項第2号の該当性について

個人の識別される情報が含まれるということであれば、教員氏名、弁護士名、法律事務所名などは非開示で構わないが、非開示となっている部分全てが、条例第18条第1項第2号ただし書ハに規定する公務員の職務の遂行に係る情報に該当しないとは考えられず、納得できない。公務員の職務の遂行に

係る情報についての文書内容は開示すべきである。

#### 条例第 18 条第 1 項第 4 号の該当性について

警察の捜査に関するものが記載されているが、この部分を開示したとしても、加害者の有罪が確定した現時点で、捜査に支障が出るとは感じにくく、将来の犯罪予防のためという理由は成り立たない。既に捜査は終了しているので開示すべきである。

検察庁にて、関係者等の供述調書を情報開示請求した結果、既に明らかになっている事実も多い。警部補氏名、加害者の本籍、学歴、免許等に関するものは非開示で構わないが、文書の内容は開示すべきである。

#### 条例第 18 条第 1 項第 6 号の該当性について

顧問弁護士の氏名等は非開示で構わないが、そもそも、私が提訴していないのに、地教委が町の顧問弁護士に何を相談する必要があったのか理解できない。これを示せないこと自体が公正ではない。

#### 条例第 18 条第 1 項第 6 号ハの該当性について

自分に対する評価を知る権利がある。評価を開示したところで、事務事業の公正円滑な執行に支障は生じないはずである。

客観的な事実に基づいた公正な評価であれば、本人に開示しても「評価者である管理職が公正で率直な評価が行われなくなったりする」ことはない。

所属長は、事故の被害者である私に対して、事故に関係する部分について、どのような評価をしているのかを開示すべきであり、開示しない事実自体が、公正性や透明性に欠ける対応である。

#### 条例第 18 条第 1 項第 6 号ホの該当性について

事情聴取をされた個人について特定する必要はなく、また、聴取内容の中で出てきた個人名、生徒名についても非開示で構わないが、聴取した内容は自分に関係している内容であるので開示すべきである。

第三者職員からの事情聴取に関し、何について事情聴取したのか、事実の真相をつかむため有益な情報収集に努めたのか、どのような調査内容だったのか程度は開示できると考えており、このような書類を全て非開示にしてしまうこと自体、所属長や地教委、実施機関の隠ぺい体質が問われる。

心情部分は非開示としても、事実として述べられている事柄は、他の職員がいる中で起こっていることが多く、公になっていることであり開示すべきである。

また、当事者の異動に関する事項等は既に決定事項であり、現時点で人事管理に関し非開示にする理由はない。

〇〇〇教育委員会教育長の所見，〇〇〇学校校長の意見書，〇〇〇学校教諭の顛末書についても開示すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書及び宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述において述べている内容を総合すると，おおむね以下のとおりである。

##### 1 本件行政文書1について

条例第18条第1項第6号ホの該当性について

職員の昇給は，職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第5項により，その者の勤務成績に応じて行うものとされ，その勤務成績については，初任給，昇格，昇給等の基準（人事委員会規則7-33）第34条により，その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならないとされており，成績に応じて昇給区分AからEが決定されるものである。

実施機関では，給与条例第5条第5項に定める昇給の取扱いについて，平成20年11月14日に市町村立学校職員に係る昇給実施要綱（以下「昇給実施要綱」という。）を制定し，平成21年1月1日の昇給から昇給実施要綱を適用して市町村立学校職員の昇給事務を取り扱っている。

今回，異議申立ての対象となった個人情報，異議申立人を監督する地位にある校長が，異議申立人の勤務成績について，日頃の勤務態度等を昇給区分決定のための評定項目等により最終評価した内容が記載されており，その昇給区分により様式が異なるものである。

勤務成績の評価については，客観性・公平性を確保することなどが求められるが，仮に，評価される側である異議申立人に，評価者である校長が評価した勤務成績の内容が開示されることとなった場合，評価者である校長が，適正で率直な勤務成績の評価を行えなくなるなど，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあることから，非開示が妥当であると判断したものである。

##### 2 本件行政文書2，本件行政文書3，本件行政文書4及び本件行政文書5について

当該文書について

市町村立学校に勤務する県費負担教職員が事故を起こした場合，当該事故は，服務監督権者である市町村教育委員会の判断により実施機関に報告され，実施機関では，この報告等に基づいて事故の事実確認等を行い，該当職員に対する懲戒処分等の検討を行っている。

今回、対象となった個人情報を含む行政文書は、〇〇〇学校に勤務する教員が同僚教員（異議申立人）に対して行った暴力事故（以下「本件事故」という。）に関して、服務監督権者である地教委が実施機関に提出した事故報告書等であり、事故を起こした教員の処分・措置の資料となった文書である。

#### 条例第 18 条第 1 項第 2 号の該当性について

当該文書には、事故を起こした教員の本籍、生年月日、家族構成、処分歴の有無、心身の状況、事故に対する心情、面談内容等のほか、本件事故関係者の氏名、心情、相談内容等が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができ、特定の個人の権利・利益を害するおそれがある。

また、当該情報の性質から、条例第 18 条第 1 項第 2 号ただし書イ、ロに該当せず、本件事故は勤務時間中発生した事故であるものの、当該教員に対する処分・措置の資料となるものであり、身分取扱いに係る情報であることから、同号ただし書ハに規定される公務員の職務の遂行に係る情報にも該当しない。

以上のことから、非開示が妥当であると判断したものである。

#### 条例第 18 条第 1 項第 4 号の該当性について

当該文書には、本件事故について、学校関係者等から事情聴取を行った警察担当職員の氏名が記載されている。当該情報は、公表されていない警察職員の氏名であり、開示することとなれば、警察業務の性質から、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、非開示が妥当であると判断したものである。

#### 条例第 18 条第 1 項第 6 号の該当性について

当該文書には、地教委が顧問弁護士に行った相談に対する助言内容が記載されており、開示することとなれば、見解が公開されることを懸念する顧問弁護士から、率直な意見を得られなくなるなど、顧問弁護士との信頼関係を損ない、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、非開示が妥当であると判断したものである。

#### 条例第 18 条第 1 項第 6 号ハの該当性について

当該文書には、異議申立人及び事故を起こした教員に係る評価が記載されており、開示されることとなれば、評価者である管理職が公正で率直な評価を行えなくなるなど、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、非開示が妥当であると判断したものである。

条例第 18 条第 1 項第 6 号ホの該当性について

当該文書には、本件事故について関係者から行った事情聴取内容や本件事故に対する教育長所見及び校長意見が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、被聴取者が率直な意見の表明をためらい、事情聴取が形骸化し、また、市町村教育委員会及び校長から公正で率直な意見の表明が行われなくなるなど、実施機関が事故に関する処分等を検討するにあたり、十分な情報を得られなくおそれがある。

さらに、当該文書には、異議申立人以外の個人の人事異動に係る経過等が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、人事異動に関してあらぬ推測や誤解を招き、教職員を適材適所に配置することが困難になるおそれがある。

以上のことから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとして、非開示が妥当であると判断したものである。

## 第 5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

### 2 本件行政文書について

本件開示請求に係る個人情報が記載された行政文書のうち、異議申立ての対象とされた本件処分に係る行政文書は、次のものである。

- (1) 平成〇〇年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）昇給関係書類（本件行政文書 1）
- (2) 教職員の事故について（三次報告）（本件行政文書 2）
- (3) H〇〇.〇〇.〇〇日付け 職員の事故について（回答）（本件行政文書 3）
- (4) H〇〇.〇〇.〇〇日付け 職員の事故について（回答）（本件行政文書 4）
- (5) 教職員の事故について（四次報告）（本件行政文書 5）

本件異議申立てに係る対象個人情報は、本件行政文書に記載された個人情報

(以下「本件個人情報」という。)である。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い、実施機関の判断の妥当性について、以下のとおり審議を行った。

### 3 条例第 18 条第 1 項各号の非開示情報について

#### (1) 条例第 18 条第 1 項第 2 号について

条例第 18 条第 1 項第 2 号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

- イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

#### (2) 条例第 18 条第 1 項第 4 号について

条例第 18 条第 1 項第 4 号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については開示しない旨規定されている。

#### (3) 条例第 18 条第 1 項第 6 号について

条例第 18 条第 1 項第 6 号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来

の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」については開示しない旨規定されており、「次に掲げるおそれ」として同号ハ及びホで次のように規定されている。

ハ 指導，評価，選考，判定，診断等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

#### 4 条例第 18 条第 1 項各号の非開示情報の該当性等について

##### (1) 本件行政文書 1 について

実施機関は，本件開示請求のうち，昇給関係請求文書に対して本件行政文書 1 を特定した上で，当該文書には，職員の昇給について，職員を監督する地位にある校長が，日頃の勤務態度等をもとに評価した内容が記載されており，客観性・公平性の確保などが求められる勤務成績の評価について，仮に，評価された本人に開示されることとなった場合，評価者である校長が，適正で率直な勤務成績の評価を行えなくなるなど，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとして，条例第 18 条第 1 項第 6 号ホに該当し，非開示としている。

##### イ 個人情報に関する情報について

条例第 20 条では「開示請求に対し，当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで，非開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該個人情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。」とされており，今回請求のあった勤務状況報告書（昇給内申調書）（以下「勤務状況報告書」という。）は，同条に該当する可能性があることから，この点について検討する。

勤務状況報告書は，昇給実施要綱第 3 条において，「人事委員会規則第 34 条に定める「当該職員の勤務成績について，その者の職務について監督する地位にある者の証明」は，別表に定める当該職員の評価者が作成する別紙様式 1 の 1 又は 1 の 2 の勤務状況報告書（昇給内申調書）（以下「勤務状況報告書」という。）をもって行うものとする。」とされており，職員の昇給を行うに当たり，当該職員の勤務成績について監督する地位にある者が証明する文書であることが認められる。一方，昇給実施要綱附則 2 では，「良好である職員と認められる者に係るこの要綱の規定の適用については，当分の間，第 3 条中，「別表に定める当該職員の評価者が作成する別紙様式 1 の 1 又は 1 の 2 の勤務状況報告書（昇給内申調書）（以下「勤務状況報告書」

という。)」とあるのは「良好である職員と認められる者にあつては、昇給・昇格発令（内申）調書」とするものとされている。このことからすると、良好である職員と認められる者については勤務状況報告書は作成されないこととなり、当該文書が作成されるのは、極めて良好である職員、特に良好である職員、やや良好でない職員、良好でない職員と評価された者ということになる。よって、当該文書の存否を答えるだけで、良好である職員と評価されたのかそれ以外と評価されたのか、すなわち勤務成績の評価が明らかになることとなる。

勤務成績の評価については、これを開示した場合、評価者が適正かつ率直な勤務評価を行うに当たり支障を及ぼすことになり、また評価された側からの反発や誤解などをおそれ、適正かつ率直な評価を控えるなどにより公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められ、条例第18条第1項第6号ホに規定する非開示情報に該当するものである。

したがって、勤務状況報告書については、当該文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるため、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであると認められる。

#### ロ 昇給関係請求文書に対する決定について

実施機関は、本件行政文書1にいうところの「昇給関係書類」という概括的な文書の特定をした上で非開示としており、昇給関係請求文書の存否は明らかにしていない。上記のとおり、当該開示請求については、本来、文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるとして開示請求を拒否すべきものであるが、実施機関は結果的に昇給関係請求文書の存否を明らかにしていないため、実施機関の判断は結論において妥当である。

#### (2) 本件行政文書2について

当該文書には、事故後の経過を記載した報告書及び添付資料として〇〇〇教育委員会教育長の所見、〇〇〇学校校長の意見書、事故を起こした教員の顛末書、本件事故に関する警察署での事情聴取の内容等が含まれている。

#### イ 教職員の事故について（三次報告）

当該文書は、本件事故の概要を時系列に記載したものであり、学校関係者等から事情聴取を行った警察担当職員の氏名が非開示とされている。

実施機関は、警部補相当職以下の警察職員の氏名は公表されておらず、開示されることになれば、警察業務の性質から、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、条例第18条第1項第4号に該当するとして非開示としている。

条例第18条第1項第4号は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と

秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。

警察職員の氏名に関する取扱いについては、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部が行政文書の開示・非開示の決定に際して準拠すべき基準として定めた「公安委員会・県警察本部における個人情報保護条例審査基準」に開示基準が示されており、同基準「4 条例第 18 条第 1 項第 4 号（公共安全等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準ーケ 警察職員の氏名に関する情報の開示の基準」において、「警察職員の氏名については、その職務の特殊性から、開示することにより、職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれが新たに生じるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、非開示となる。ただし、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名に関しては、宮城県職員録への掲載及び新聞の人事異動記事への掲載によって公表され、警察職員である事実は既に明らかにされており、開示によって、新たに支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、開示する。」とされている。

警察職員の氏名等については、宮城県情報公開審査会答申第 58 号（平成 16 年 9 月 30 日答申）において、「警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが、こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名等を公開することによって、警察組織に怨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められる。」としている。この判断は、宮城県情報公開条例第 8 条第 1 項第 4 号に関してなされたものであるが、その非開示の趣旨を共通とする本条例の判断においても十分是認し得るものであると認められる。

以上のとおり、条例第 18 条第 1 項第 4 号の解釈上、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部の第一次的な判断である上記審査基準に則り、警察職員の氏名を非開示とした実施機関の判断は尊重されるべきであること、及び警察職員の氏名に関する従前の答申における判断が、本件においても適用できるものであることから、非開示とすることが妥当である。

ロ 事故についての教育長の所見及び校長意見書

当該文書は、本件事故についての〇〇〇教育委員会教育長の所見及び

〇〇〇学校校長の意見が記載されたもので、全て非開示とされている。

実施機関は、事故についての教育長の所見及び校長意見書には、異議申立人及び事故を起こした教員に係る評価が記載されており、開示することとなれば、評価者である管理職が公正で率直な評価が行えなくなるなど、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずること、また、実施機関が事故に関する処分等を検討するにあたり、公正で率直な意見の表明が行われなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第18条第1項第6号ハ及びホに該当し、非開示としている。

当該文書を仮に開示することになれば、評価者である管理職が公正で率直な評価が行えなくなり、また、率直な意見表明がなされなくなることにより、処分等を検討する基となる十分な情報を得られなくなるおそれがあると認められることから、当該文書に記載された本件個人情報、同号ハ及びホに該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、教育長の所見及び校長意見書の表題については、既に開示され、異議申立人が了知しうる内容であり、また、日付、所属、長の職名・氏名及び公印の部分については、これらを開示することにより、事務事業に支障が生ずるとは考えられないことから、同号ハ及びホには該当せず、開示することが妥当である。

#### ハ 顛末書

当該文書は、事故を起こした教員が直筆で記載したものであり、全て非開示とされている。

実施機関は、当該文書は当該教員の事故に対する心情等が記載されており、勤務時間中に発生した事故であるものの、当該教員に対する処分・措置等の身分取扱いに係る情報であることから、条例第18条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書ハには該当しないものであり、また、当該教員に係る人事評価に関する情報であることから、同項第6号ハ及びホに該当し、非開示としている。

当該文書は、事故を起こした教員が事故についての心情等を記載した内容であり、当該教員の個人としての行為を謝罪する反省文的性格のものであることから、同項第2号本文に該当し、同号ただし書ハには該当しない。また、これが開示されることとなれば、率直な意見表明がなされなくなることにより、処分等を検討する基となる十分な情報を得られなくなるおそれがあると認められることから、同項第6号ハ及びホに該当する。さらに、印影については、開示することにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、同項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、これらの情報は、非開示とすることが妥当である。

ただし、実施機関が非開示と判断した本件個人情報のうち、顛末書の表題、所属、職名及び氏名については、既に開示され、異議申立人が了知しうる内容であり、これが開示されることにより事務事業に支障が生ずるとは考えられないことから、同項第6号ハ及びホには該当せず、また、同項第2号ただし書イに該当し、開示することが妥当である。また、日付についても、これを開示することにより、個人の権利利益を侵害し、あるいは事務事業に支障が生ずるとは考えられないことから、同項第2号及び同項第6号ハ及びホに該当せず、開示することが妥当である。

## ニ 校長の聴取内容について

当該文書は、校長が〇〇警察署で事情聴取を受けた内容を概要としてまとめたものであり、事情聴取を行った警察担当職員の氏名に関する情報、事故を起こした教員の事故後の体調に関する情報、事故を起こした教員に対する人事評価に関する情報及び事故を起こした教員、異議申立人に対する校長の所見に関する情報が非開示とされている。

### (イ) 事情聴取を行った警察担当職員の氏名に関する情報

当該情報は、上記第5-4-(2)-イと同様の情報であることから条例第18条第1項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

### (ロ) 事故を起こした教員の事故後の体調に関する情報

実施機関は、当該情報は異議申立人以外の個人に関する情報であり、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示としている。

しかしながら、当該情報は、異議申立人も含めた話し合いの中でなされた発言内容であり、異議申立人が了知しうる内容であることから、同号ただし書イに該当し、開示することが妥当である。

### (ハ) 異議申立人以外の個人に係る人事評価に関する情報

実施機関は、当該情報は異議申立人以外の個人に係る人事評価に関する情報であり、条例第18条第1項第6号ハ及びホに該当し、非開示としている。

当該情報は、異議申立人以外の個人に対する評価及び人事に関する情報であり、開示されることとなれば、当該事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとともに、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められることから、同号ハ及びホに該当し、非開示とすることが妥当である。

### (ニ) 事故を起こした教員、異議申立人に対する校長の所見に関する情報

実施機関は、当該情報は事故を起こした教員及び異議申立人に係る評価に関する情報であり、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示としている。

当該情報は、教員の評価者である校長が率直な意見の表明を行ったものであり、開示されることとなれば、評価者が公正で率直な評価を行えなくなるなど、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められることから、同号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

ホ ○○署での事情聴取（1 回目及び 2 回目）

当該文書は、教頭が○○警察署で事情聴取を受けた内容を概要としてまとめたものであり、事情聴取を行った警察担当職員の氏名に関する情報、事故を起こした教員の謝罪に関する聴取内容に係る情報及び事故を起こした教員、異議申立人に対する教頭の所見に関する情報が非開示とされている。

(イ) 事情聴取を行った警察担当職員の氏名に関する情報

当該情報は、上記第 5-4-(2)-イと同様の情報であることから、条例第 18 条第 1 項第 4 号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(ロ) 事故を起こした教員の謝罪に関する聴取内容に係る情報

実施機関は、当該情報は事故を起こした教員に対する教頭の所見に関する情報であり、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示としている。

たしかに、事情聴取に対し、教頭が事故を起こした教員について述べた内容については、教員に対する率直な意見の表明を行ったものであり、教員の評価に関する情報であると認められることから、同号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

しかしながら、警察担当職員の教頭に対する質問事項については、評価等の所見が含まれておらず、これを開示したとしても事務事業に支障が生ずるものとは認められないことから、同号ハには該当せず、開示することが妥当である。

(ハ) 事故を起こした教員、異議申立人に対する教頭の所見に関する情報

当該情報は、上記第 5-4-(2)-ニ(二)と同様の情報であることから、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

#### へ 調書内容について

当該文書は、事故を起こした教員が〇〇警察署で事情聴取を受けた内容を概要としてまとめたものであり、事故を起こした教員の氏名、住所、本籍、生年月日、家族構成、学歴及び持っている免許等の情報が非開示とされている。

実施機関は、本件個人情報に異議申立人以外の個人に関する情報であり、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示としている。

これらの住所、本籍、生年月日、家族構成及び持っている免許等の情報は、同号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ただし、事故を起こした教員の氏名については、異議申立人が事故の当事者として了知し得る内容であることから、同号ただし書イに該当し、開示することが妥当である。

#### (3) 本件行政文書3について

当該文書は、実施機関に提出された職員の事故報告について、実施機関が内容確認のため宮城県〇〇教育事務所（以下「〇〇教育事務所」という。）に照会を行い、さらに〇〇教育事務所が地教委に照会を行った文書に対して、地教委が回答したものである。当該文書では、事故を起こした教員の謝罪に関する聴取内容に係る情報、本件事故について関係者から行った事情聴取の内容に関する情報、事故を起こした教員の体罰指導に関する聴取内容に係る情報及び教頭に対する事情聴取の内容に関する情報が非開示とされている。

#### イ 事故を起こした教員の謝罪に関する聴取内容に係る情報

当該情報は、上記第5-4-(2)-ホ-（ロ）のうち、教頭が事故を起こした教員について述べた内容と同様の情報であることから、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

#### ロ 本件事故について関係者から行った事情聴取の内容に関する情報

実施機関は、本件事故関係者の氏名、心情等に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第18条第1項第2号に該当し、また、これらの情報が開示されることとなれば、被聴取者が率直な意見の表明をためらい、事情聴取が形骸化するなど、実施機関が事故に関する処分等を検討するに当たり、十分な情報が得られなくおそれがあり、事務事業、人事管理事務に関し、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとして、同項第6号ハ及びホに該当し、非開示としている。

これらの情報は、本件事故について、関係者が率直な意見を表明したも

のであり、開示されることとなれば、今後同種の事情聴取において、具体的な発言内容が公表されることを懸念した関係者から、正確かつ詳細な情報を得ることが困難になる等、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、同号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、事情聴取を受けた教員の氏名、身分及び席の配置の部分については、異議申立人以外の個人に関する情報ではあるものの、既に開示され、異議申立人が了知しうる内容であることから、同項第2号ただし書イに該当し、開示することが妥当である。

#### ハ 事故を起こした教員の体罰指導に関する聴取内容に係る情報

実施機関は、当該情報には、異議申立人以外の個人に関する情報が含まれていることから条例第18条第1項第2号に該当し、また、これらの情報が開示されることとなれば、事情聴取に際して率直な意見表明をためらい、事情聴取が形骸化するなど、実施機関が事故に関する処分等を検討するに当たり、十分な情報が得られなくおそれがあり、事務事業、人事管理事務に関し、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとして、同項第6号ハ及びホに該当し、非開示としている。

これらの情報は、全体として事情聴取に関する内容であり、開示されることとなれば、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。また、異議申立人以外の個人に関する情報も含まれており、これらは特定の個人を識別できる情報と認められる。したがって、当該情報は、同項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、また、同項第6号柱書きに該当し、非開示とすることが妥当である。

#### ニ 教頭に対する事情聴取の内容に関する情報

実施機関は、当該情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であることから条例第18条第1項第2号に該当し、また、これらの情報が開示されることとなれば、事務事業、人事管理事務に関し、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとして、同項第6号ハ及びホに該当し、非開示としている。

これらの情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるほか、開示されることとなれば、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められることから、同項第2号本文に

該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、また、同項第6号柱書きに該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 本件行政文書4について

当該文書は、本件行政文書3の内容について、実施機関がさらに確認するため〇〇教育事務所に照会を行い、さらに〇〇教育事務所が地教委に照会を行った文書に対して、地教委が回答したものであり、事故を起こした教員の体罰指導に係る状況に関する情報が非開示とされている。

実施機関は、当該情報は異議申立人以外の個人に関する情報であり、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示としている。

これらの情報は、事実関係の調査及び職員に対する指導に関する内容であり、開示されることとなれば、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。また、異議申立人以外の個人に関する情報も含まれており、これらは特定の個人を識別できる情報と認められる。したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、また、同項第6号柱書き及び同号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、事実関係を記載している部分については、既に開示され、異議申立人が了知しうる内容であることから、同項第2号ただし書イに該当し、開示することが妥当である。

(5) 本件行政文書5について

当該文書は、本件行政文書2で報告された経過以降の事故後の経過を記載した報告書であり、人事管理に関する情報、今後の対応方針に関する情報、地教委が顧問弁護士と行った相談内容に関する情報、事故を起こした教員の事情聴取の内容等に関する情報が非開示とされている。

イ 人事管理に関する情報

実施機関は、これらの情報には、異議申立人以外の個人に関する情報が含まれていることから条例第18条第1項第2号に該当し、また、人事異動に係る経過等が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、人事異動に関してあらぬ推測や誤解を招き、教職員を適材適所に配置することが困難になるおそれがあることから、同項第6号ホに該当し、非開示としている。

これらの情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められるとともに、人事異動に係る経過及び処分・措置に関する情報であり、開示されることとなれば、人事管理

に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められることから、同項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、また、同項第6号ホに該当し、非開示とすることが妥当である。

ロ 今後の対応方針に関する情報

実施機関は、当該情報は、異議申立人以外の個人に関する情報が含まれていることから条例第18条第1項第2号に該当するとともに、人事に関する情報であることから同項第6号ホに該当し、非開示としている。

当該情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められるとともに、人事管理に関する情報であって、開示されることとなれば、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるものと認められることから、同項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、また、同項第6号ホに該当し、非開示とすることが妥当である。

ハ 地教委が顧問弁護士と行った相談内容に関する情報

実施機関は、当該情報が開示されることとなれば、見解を公開されることを懸念する顧問弁護士から、率直な意見を得られなくなるなど、顧問弁護士との信頼関係を損ない、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、条例第18条第1項第6号に該当し、非開示としている。

当該情報は、弁護士に行った相談に対する助言内容に関する情報であり、開示されることとなれば、弁護士が率直な助言等を行うことを躊躇し、当たり障りのない意見しか得られなくなるなど、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められることから、同号柱書きに該当し、非開示とすることが妥当である。

ニ 事故を起こした教員の事情聴取の内容に関する情報

実施機関は、当該情報は、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されていることから条例第18条第1項第2号に該当し、また、事情聴取内容が開示されることとなれば、被聴取者が率直な意見表明をためらい、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、同項第6号に該当するとして、非開示としている。

これらの情報は、異議申立人以外の個人の事情聴取の内容を記載したものであり、特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるとと

もに、開示されることとなれば、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められることから、同項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、また、同項第6号柱書きに該当し、非開示とすることが妥当である。

#### ホ その他

上記以外に、異議申立人以外の個人に関する情報が非開示とされているが、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められることから、条例第18条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないとして、非開示とすることが妥当である。

### 5 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

No.	行政文書名	審査会の判断 (開示が妥当と判断した部分)
本件 行政 文書 2	教職員の事故について（三次報告） の添付資料 ・事故についての教育長の所見	表題，日付，所属，職名，氏名及び公印
	同文書添付資料 ・校長意見書	表題，日付，職名，氏名及び公印
	同文書添付資料 ・顛末書	表題，日付，所属，職名及び氏名
	同文書添付資料 ・校長の聴取内容について	1 ページ 24 行目 38 文字目から 25 行目 13 文字目まで
	同文書添付資料 ・大和署での事情聴取 2 回目	12 行目 4 文字目から 22 文字目まで
	同文書添付資料 ・調書内容について	6 行目 1 文字目から 4 文字目まで
同 3	H〇〇.〇〇.〇〇日付け 職員の事故について（回答）	2 ページ目 32 行目 19 文字目から 43 文字目まで 3 ページ目 1 行目 19 文字目から 32 文字目まで 3 ページ目 12 行目 19 文字目から 30 文字目まで 3 ページ目 23 行目 20 文字目から 33 文字目まで 4 ページ目 1 行目 20 文字目から 46 文字目まで
同 4	H〇〇.〇〇.〇〇日付け 職員の事故について（回答）	2 ページ目 12 行目 10 文字目から 24 文字目まで

(注)

- 1 ○行目とは，文字が記載されている行を一番上から 1 行目として，順次数え上げたものである。
- 2 ○文字目とは，1 行中に記載された文字を左詰めにした場合，一番左の文字を 1 文字目として順次数え上げたものである。なお，句読点，文頭の記号等及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなし，空白は除いている。

## 別紙 2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 1. 31	○ 諮問を受けた（諮問乙第67号）。
25. 3. 4	○ 異議申立人から意見書を受理した。
25. 10. 10 (第178回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 10. 31 (第179回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 11. 21 (第180回審査会)	○ 実施機関からの意見聴取を行った。
25. 12. 11 (第181回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 1. 24 (第182回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 2. 20 (第183回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 4. 14 (第185回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 5. 23 (第186回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 6. 19 (第187回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 7. 17 (第188回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 8. 19 (第189回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 9. 19 (第190回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 11. 20 (第192回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 12. 12 (第193回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 1. 15 (第194回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 3. 17 (第196回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 4. 16 (第197回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 5. 28 (第198回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成 26 年 10 月 13 日まで)

氏 名	区 分	備 考
飯 島 淳 子	学識経験者	
井 坂 正 宏	学識経験者	
中 谷 聡	法律家	会長
細 川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	会長職代理者
松 尾 大	法律家	

(五十音順)

(平成 27 年 6 月 25 日現在)

氏 名	区 分	備 考
飯 島 淳 子	学識経験者	会長職代理者
佐々木 好 志	法律家	
中 原 茂 樹	学識経験者	
細 川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	
松 尾 大	法律家	会長

(五十音順)